

測量・建設コンサルタント等業務（圏域外業者用）

## 令和4・5年度競争入札参加資格審査申請書提出要領

八戸圏域水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 令和4年1月24日（月）から令和4年2月28日（月）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- 2 提出方法 原則、郵送による提出とします。（受付期間末日消印有効）  
やむをえず郵送できない場合は、受付時間内にご持参ください。  
申請書類の受領書の送付を希望する場合は、宛名を明記のうえ84円切手を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封してください。
- 3 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- 4 有効期間 令和4年6月1日から令和6年5月31日まで（2年間）
- 5 申請者の要件  
測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査を受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができません。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
  - (4) 国税又は地方税を滞納している者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していると認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがあると認められる者
  - (6) 営業に関し法律上必要とされる登録等を受けていない者
  - (7) 希望する業種区分に係る審査基準日（令和3年12月1日）の直前2事業年度における年間平均実績高がない者
- 6 提出書類  
申請書類の様式は、当企業団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。 指定様式1、2

の誓約書を除いて、同様の記載内容を満たしていれば中央公契連統一様式又は独自様式により作成されたものでも可とします。

○…提出必要 △…該当する場合必要

提出書類	圏域外 業者	摘要
(1) 誓約書 (その1)	○	企業団指定様式1
(2) 誓約書 (その2)	○	企業団指定様式2
(3) 競争入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等業務)	○	企業団独自様式 (第1号様式その1～3)
(4) 営業に関し、法律上必要とする登録等の 証明書 (写し可)	○	
(5) 測量等実績調査	○	企業団独自様式 (第2号様式) 金額は消費税込み
(6) 技術者経歴書	○	企業団独自様式 (第3号様式)
(7) 登記事項証明書又は身分証明書 (写し可)	○	証明日が申請日の3ヶ月前以内に交付を受けたものに 限る。
(8) 印鑑証明書 (写し可)	○	証明日が申請日の3ヶ月前以内に交付を受けたものに 限る。
(9) 納税証明書 (写し可)	○	証明日が申請日の3ヶ月前以内に交付を受けたものに 限る。
(10) 財務諸表	○	直前の1事業年度分
(11) 営業所一覧	○	企業団独自様式 (第4号様式)
(12) 使用印鑑届	○	企業団独自様式 (第5号様式)
(13) 委任状	△	(任意様式) 該当する場合のみ提出 本社 (店) から営業所へ入札や契約締結等の 権限を委任される場合に必要
(14) 口座振替受領申出書	○	企業団独自様式 (第7号様式) 以前に提出している場合でも、 <b>必要 ファイルに綴らずに提出</b>

○記載要領

- (1) 誓約書（その1）・・・企業団指定様式1となります。
- (2) 誓約書（その2）・・・企業団指定様式2となります。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
  - ・・・企業団独自様式（第1号様式その1～3）
  - ・測量・建設コンサルタント等業務の種別は別表に掲げる5業種とします。
  - ・競争入札に参加を希望する業種について、必ず測量等実績高を記入してください。（複数希望可）。
- (4) 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書（写し可）
  - ・「第1号様式（その1）」の「12 登録を受けている事業」欄に登録事業を記入する場合は、該当する登録等の証明書を提出してください。
  - ・・・証明日が申請書提出時以前3か月以内に交付を受けたものに限る。

対応する登録事業名		添付書類
①	測量業者	測量業者の登録通知書又は 測量法第55条の8の規定に基づく書類 (財務に関する報告書)
②	建築士事務所	建築士事務所登録証明書
③	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者登録証明書
④	土地家屋調査士	土地家屋調査士登録証明書
⑤	司法書士	司法書士登録証明書
⑥	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書
⑦	建設コンサルタント	建設コンサルタントの登録（通知）
⑧	地質調査業者	地質調査業者の登録（通知）
⑨	補償コンサルタント	補償コンサルタントの登録（通知）

※①測量業者について、令和2年度までは「測量業者登録証明書」の提出を求めていましたが、国土交通省東北地方整備局の「測量業者登録証明書」の発行に関する取扱いが変更になったことを踏まえ、上記書類のいずれかをご提出ください。

※⑦～⑨は、登録の有効期限内であれば、申請書提出時以前3か月以内に交付を受けたものでなくても提出可。

- (5) 測量等実績調書（金額は消費税込み）・・・企業団独自様式（第2号様式）
- (6) 技術者経歴書・・・企業団独自様式（第3号様式）
- (7) 法人である場合は、登記事項証明書、個人である場合は、身分証明書（写し可）
  - ・・・証明日が申請日の3ヶ月前以内に交付を受けたものに限る。
- (8) 印鑑証明書（写し可）・・・証明日が申請日の3ヶ月前以内に交付を受けたものに限る。

(9) 納税証明書（写し可）

次の諸税に関する納税証明書（申請日より3ヶ月前以内に交付を受けたものに限る。）

区 分	税 目	年 度 等	証明書請求先
法人の場合	法人税	未納税額のないことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」）	本店所在地 所轄の税務署
	消費税及び地方消費税		
個人の場合	申告所得税	未納税額のないことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の2」）	
	消費税及び地方消費税		

※・消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、また、当該年度の納付すべき税額の有無にかかわらず提出すること。

・電子納税証明書で提出する場合は、ファイルの入ったCD-Rとプリントアウトした納税証明書データシートを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税猶予や換価猶予を受けており、納税証明書（その3の3・その3の2）の交付を受けられない場合は、下表の書類を全て提出してください。

必要書類	必要な記載内容
納税の猶予許可通知書（写し可）または換価の猶予許可通知書（写し可）	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税・消費税・地方消費税（個人の場合は所得税・消費税・地方消費税）のうちいずれか1つ以上の納税猶予または換価猶予を受けていることが分かるもの。
平成30年度以降の各年度の法人税・消費税・地方消費税（個人の場合は所得税・消費税・地方消費税）の納税証明書（その1）（写し可） ※申請日から遡って3か月以内に発行されたもの	新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている税額を除き、未納税額がないことが分かるもの。

(10) 財務諸表（直前の1事業年度分）

法人の場合	貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
個人の場合	貸借対照表、損益計算書 又は確定申告書（市町村県民税申告書）の写し

(11) 営業所一覧表・・・企業団独自様式（第4号様式）

(12) 使用印鑑届・・・企業団独自様式（第5号様式）

- ・入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する印鑑を押印してください。
- ・**角印（社印）は実印（使用印鑑）とともにすべての提出書類に使用する場合のみ押印**してください。  
※角印（社印）のみの登録は原則、認めません。

(13) 委任状・・・本社（店）から営業所へ入札や契約締結等の権限を委任される場合は、委任状（参考様式を活用ください：圏域内用の年間委任状は使用できません）を提出してください。

- ・電子入札のICカード取得者指名と代表者職氏名が異なる場合も提出してください。

(14) 口座振替受領申出書・・・企業団独自様式（第7号様式）

・以前に提出していても、必要です。ファイルに綴らずに提出してください。

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質コンサルタント業務、補償コンサルタント業務を希望し、かつ、各登録規定に基づく登録業者である場合

- ① 登録証明等その登録内容（登録部門）を明らかにしたものを提出してください。（写し可）
- ② 現況報告書の副本の写しの提出があれば、測量等実績調書、技術者経歴書、登記事項証明書又は身分証明書、財務諸表を省略することができます。

## 7 提出書類に関する注意事項

- (1) 申請書類は、A4に統一し、A4Sのファイルに上記（1）～（13）の順序で綴り込みの上、提出してください。ただし、(14)はファイルに綴らずに提出してください。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙にはタイトル「競争入札参加資格審査申請書」と「社名」を記入してください。（分別・リサイクルのため、テプラテープは使用せず印刷又は手書きでお願いいたします。）
- (3) 測量等実績調書、技術者経歴書及び営業所一覧表は、同様の記載内容であれば中央公契連統一様式又は独自様式により作成されたものでも可とします。
- (4) 原本以外の「写し」による提出の場合は、鮮明な書類に限ることとします。
- (5) 行政書士等が、代理申請する場合は「第1号様式（その1）申請代理人」に名称等を明記し押印してください。

## 8 その他

- (1) 受付期間内に申請書類を提出できなかつたり、申請書類の不足又は記載事項の不備等により受付期間内に受領されなかった場合には、令和4年度に行う受付まで申請することができませんので、申請書類の提出にあたっては十分注意してください。
- (2) 申請書類の提出後、申請内容に変更が生じたときは、その事実を証明する書類を添付して速やかに届出してください。
- (3) 企業団が実施する測量・建設コンサルタント等業務の入札は、原則、「電子入札」となります。入札に参加を希望する際は、資格申請書類の提出のほか、電子入札システムへの登録が必要となります。登録方法は企業団ホームページをご覧ください。

## 9 提出先・問い合わせ先

八戸圏域水道企業団管財出納課管財契約グループ

所在地 〒039-1112 八戸市南白山台一丁目11-1

TEL 0178-70-7082

別 表（測量・建設コンサルタント等業務）

No.	種別	発注例
1	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理（建築・電気・機械）、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
3	土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、電気・電子、交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等